

# 埼玉県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム運営協議会設置要綱

## (目的)

第1条 埼玉県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム（以下、「プラットフォーム」という。）の活動に対して、専門的な見地から意見を聴取するため、埼玉県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム運営協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) プラットフォームの取組に関すること。
- (2) その他、プラットフォームに関し必要と認める事項に関すること。

## (構成員)

第3条 協議会は別表に掲げる会員をもって構成する。

- 2 会員の任期は、2年以内とする。
- 3 会員の再任は妨げない。

## (会長及び副会長)

第4条 協議会には会長を置き、会員の互選による選出とする。

- 2 副会長は会員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐するとともに、会長に事故があるときはその職務を代理する。

## (会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、協議会の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 協議会の議事及び検討内容は原則公開とする。ただし、協議会が公開しない旨を決定したときは、この限りではない。

## (事務局)

第6条 協議会の事務局は、埼玉県福祉部福祉政策課内に置く。

## (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

分野	所属・役職等	氏名
学識経験者	埼玉県立大学 共通教育科/大学院研究科 教授	東 宏行
学識経験者	文京学院大学人間学部人間福祉学科 教授	中島 修
地域活動実践者	社会福祉法人恩賜財団済生会	小池 要子
地域活動実践者	一般社団法人コンパスナビ 理事	神吉 志門
地域活動実践者	認定 NPO 法人さいたま NPO センター 専務理事	村田 恵子
地域活動実践者	特定非営利活動法人さいたまユースサポートネット 専務理事	青砥 祥子
地域活動実践者	社会福祉法人じりつ 理事長	岩上 洋一
地域活動実践者	特定非営利活動法人新座子育てネットワーク 代表理事	坂本 純子
地域活動実践者	一般社団法人にじーず 代表	遠藤 まめた
地域活動実践者	特定非営利活動法人非行克服支援センター 副理事長	春野 すみれ
地域活動実践者	NPO 法人ピッコラーレ 理事	松下 清美
地域活動実践者	不登校の子を持つ親の会「ムーミンの会」 代表	唐澤 恵子
民間企業	イオンリテール株式会社北関東カンパニー デジタル営業推進部	永井 紀子
民間企業	株式会社埼玉りそな銀行サステナビリティ推進室 室長	鈴木 学
民間企業	株式会社武蔵野銀行地域サポート部長	谷口 周子
社会福祉協議会	社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 事務局次長	鈴木 隆夫
行政	さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部 企画・SDGs 推進担当 主査	瀬藤 拓哉
行政	行田市健康福祉部長	上村 浩代
行政	戸田市福祉保健センター 副主幹	細川 健太郎
行政	川島町健康福祉課 主査	岩野 浩明

(分野別50音順、敬称略)